

避難行動に関する資料

- P1 西武子川(栃木県鹿沼市)における家屋流失
- P2 戸田市ハザードブック ～災害を「我が事」として考える本～【抜粋】
- P3-4 境町洪水ハザードマップ ～利根川がはん濫した場合に備えて～【抜粋】
- P5 家屋倒壊危険ゾーンの表示
- P6-8 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン【抜粋】
- P9 清須市水害対応ガイドブック 逃げどきマップ【抜粋】
- P10-15 避難行動に関するこれまでの検討経緯・制度変遷

平成27年11月17日

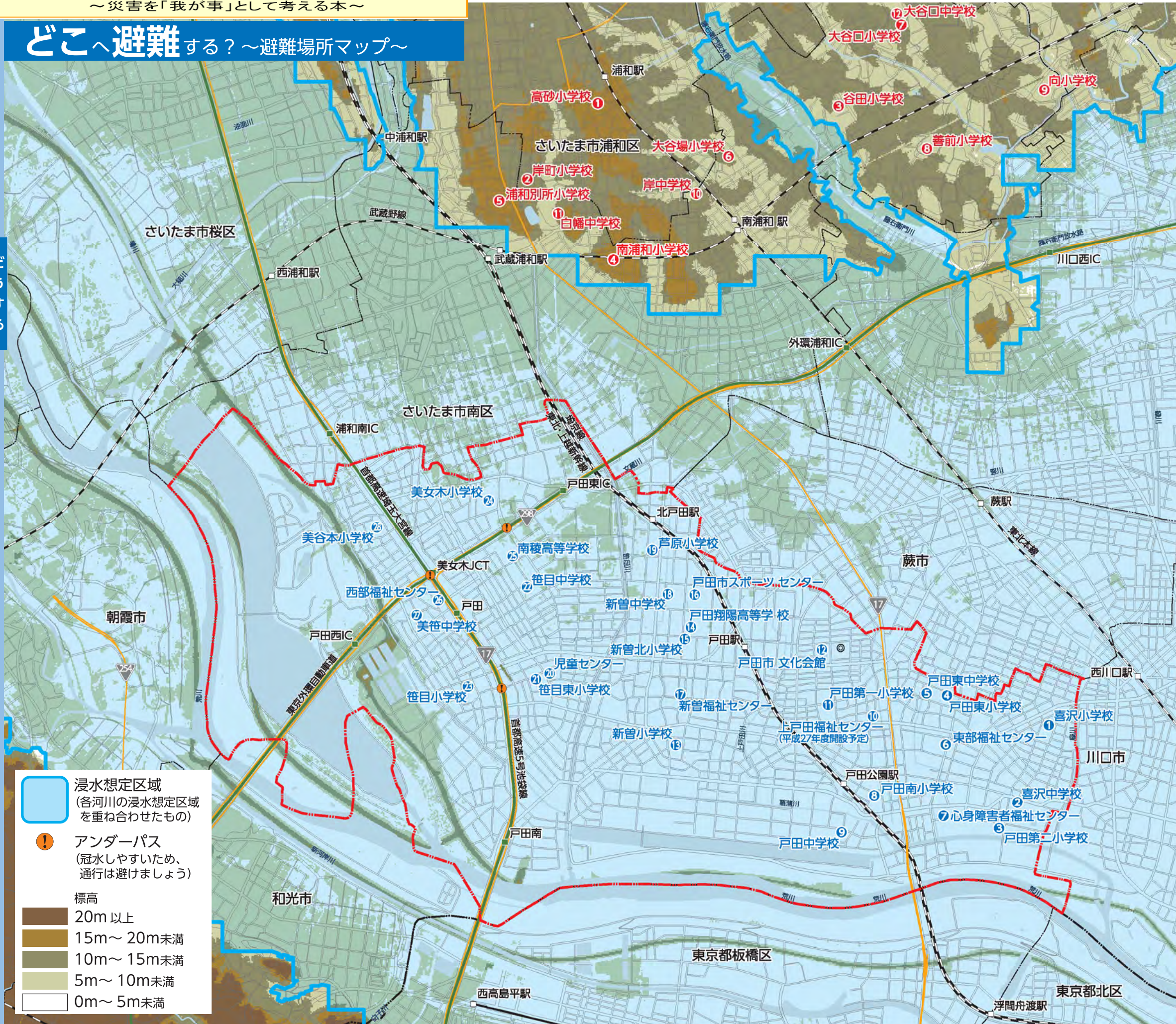
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ(第1回)

西武子川（栃木県鹿沼市）における家屋流失

西武子川の河川沿いにある家屋が流失
(この他にも1棟傾いた家屋あり)



どこへ避難する？～避難場所マップ～



戸田市の指定緊急避難場所

	No.	名称	住所	電話 (048)	緊急時利用できる階層
下戸田地区	①	喜沢小学校	喜沢 1-48-6	442-6383	3,4 階
	②	喜沢中学校	喜沢南 1-6-29	444-6400	3,4 階
	③	戸田第二小学校	喜沢南 2-2-37	442-2675	3,4 階
	④	戸田東小学校	下戸田 1-3-3	442-3911	2,3 階
	⑤	戸田東中学校	下戸田 1-11-15	442-5844	2,3 階
	⑥	東部福祉センター	下前 1-2-20	443-1021	2,3 階
	⑦	心身障害者福祉センター	川岸 2-4-8	445-1828	3 階
上戸田地区	⑧	戸田南小学校	本町 4-8-2	442-6384	3,4 階
	⑨	戸田中学校	本町 5-8-46	442-2627	3,4 階
	⑩	上戸田福祉センター	〈平成 27 年度開設予定〉		
	⑪	戸田第一小学校	上戸田 3-7-5	442-2268	3 階
	⑫	戸田市文化会館	上戸田 4-8-1	445-1311	2～5 階
	⑬	新曽小学校	新曽南 2-13-8	442-2774	3,4 階
	⑭	戸田翔陽高等学校	大字新曽 1093	442-4963	2～4 階
新曽地区	⑮	新曽北小学校	大字新曽 1367	442-3849	2～4 階
	⑯	戸田市スポーツセンター	大字新曽 1286	443-3523	2～5 階
	⑰	新曽福祉センター	大字新曽 1395	445-1811	2～5 階
	⑱	新曽中学校	大字新曽 1448	443-4512	2～4 階
	⑲	芦原小学校	大字新曽 1961	420-2226	2,3 階
	⑳	児童センター	笹目 2-19-14	422-1033	3 階
	㉑	笹目東小学校	笹目 3-17-12	421-6674	3,4 階
笹目地区	㉒	笹目中学校	笹目 4-38-1	421-1462	2～4 階
	㉓	笹目小学校	笹目 6-9-1	421-3524	3,4 階
	㉔	美女木小学校	美女木 2-33-1	421-1037	2～4 階
美女木地区	㉕	南稜高等学校	美女木 4-23-4	421-1211	2～5 階
	㉖	西部福祉センター	美女木 5-2-16	421-3024	2～5 階
	㉗	美笹中学校	美女木 5-12-6	421-3011	2～4 階
	㉘	美谷本小学校	美女木 7-11-3	421-3010	2,3 階

※指定緊急避難場所は、洪水時には浸水します。
※緊急時利用できる階層とは、万一避難が遅れた場合に緊急的に避難する場所と考えてください。

(覚書により利用可能な) さいたま市の避難所

	No.	名称	住所	電話 (048)
浦和区南区	①	高砂小学校	浦和区岸町 4-1-29	829-2737
	②	岸町小学校	浦和区岸町 5-20-4	861-4320
	③	谷田小学校	南区太田窪 5-10-6	882-2980
	④	南浦和小学校	南区白幡 1-1-20	861-3781
	⑤	浦和別所小学校	南区別所 2-5-34	862-2775
	⑥	大谷場小学校	南区南浦和 1-18-3	882-2555
	⑦	大谷口小学校	南区広ヶ谷戸 24	887-2731
	⑧	善前小学校	南区太田窪 2500-1	882-7871
	⑨	向小学校	南区大谷口 5437	874-1150
	⑩	岸中学校	南区南本町 2-25-27	822-4022
	⑪	白幡中学校	南区白幡 2-18-13	861-3203
	⑫	大谷口中学校	南区広ヶ谷戸 21	887-1000

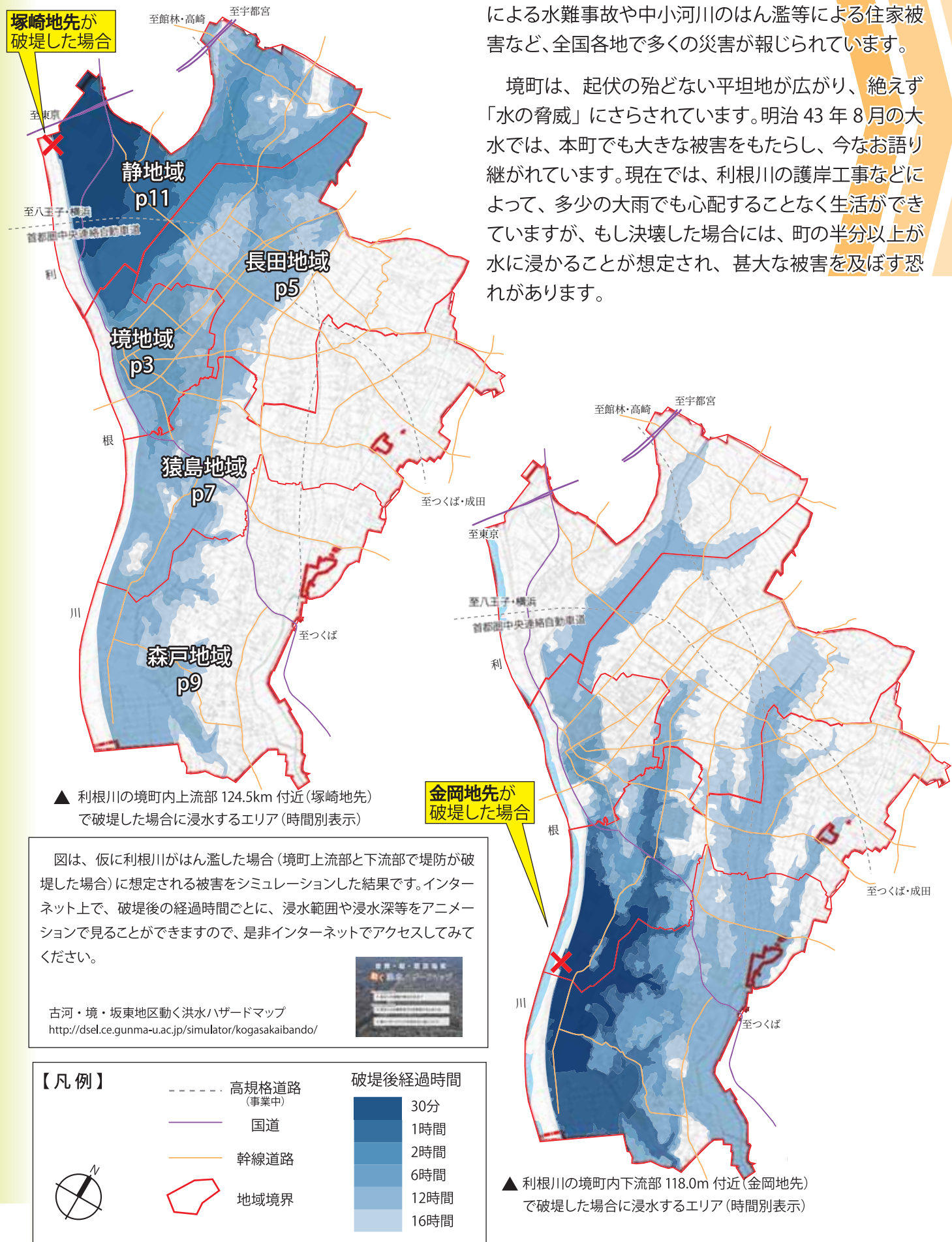
※上記の避難所は、洪水時でも浸水しません。
※「災害時の相互応援に関する 計」により、戸田市民でも利用が可能です。



境町の洪水リスク(危険性)

近年、局地的な大雨の頻発によって、急な河川増水による水難事故や中小河川のはん濫等による住家被害など、全国各地で多くの災害が報じられています。

境町は、起伏の殆どない平坦地が広がり、絶えず「水の脅威」にさらされています。明治43年8月の大水では、本町でも大きな被害をもたらし、今なお語り継がれています。現在では、利根川の護岸工事などによって、多少の大雨でも心配することなく生活ができていますが、もし決壊した場合には、町の半分以上が水に浸かることが想定され、甚大な被害を及ぼす恐れがあります。



とにかく 早めの避難 が大事です!

左図のシミュレーションが示す通り、低地の多い境町では、またたく間に浸水域が広がっていきます。決壊からの避難では間に合わないこともあり、早め早めに対応することが大切です。結果的に浸水などがなく、避難が“空振り”に終わったとしても、命を守るためには「早めの避難」を心がけることが大事です。

早いタイミングでの避難が重要です。日頃から準備をしておきましょう!

利根川が決壊すれば被害は甚大!

12,000 人超の人が被災する想定結果も公表されています。

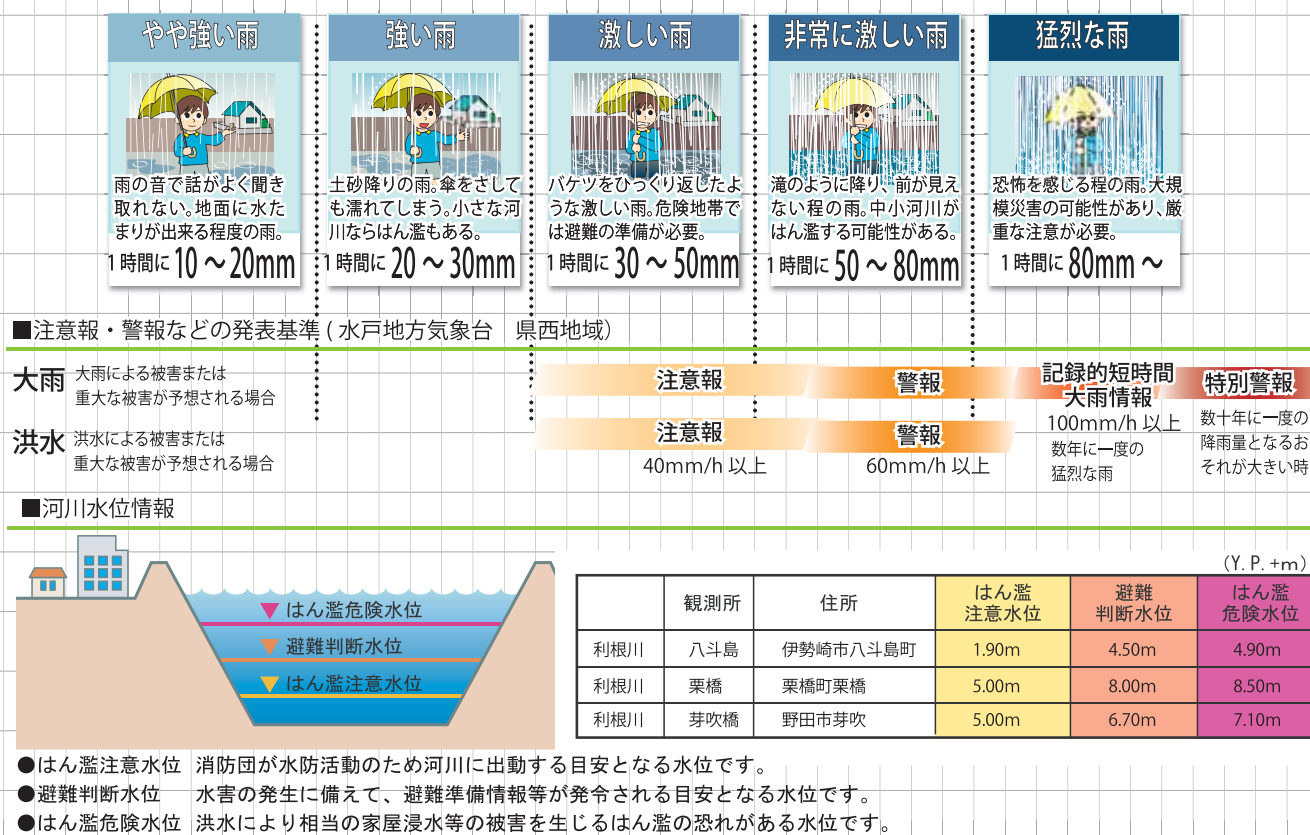
塚崎地先で破堤した場合、浸水域内の住民が誰も避難しなかったと仮定すると、12,000 人を超える人が浸水する状況におかれ、3,000 人を超える人が命の危険にさらされる状況になると想定されています。

分類	状態	破堤場所別被災状況
浸水域内滞在者	避難せずに自宅に留まっている人で、自身は浸水しないが、自宅が浸水域内にある人	塚崎地先 8,845 人 金岡地先 6,648 人
浸水域内危険者	未避難または避難途上で、緊急の救助が必要ではないが、自身が浸水する状態の人	262 人 241 人
要緊急救助者	未避難または避難途上で、歩行が困難な浸水状況に置かれ、緊急の救助が必要な人	3,059 人 677 人

(注)群馬大学による住民アンケートからの集計による(平成23年実施)

災害対策は気象情報・河川情報の収集から

気象情報は、最も身近な防災に関する情報です。注意報や警報が発表されたら、テレビやラジオから情報を収集するとともに、インターネットを活用した情報収集に心がけましょう。



長田地域の洪水ハザードマップ

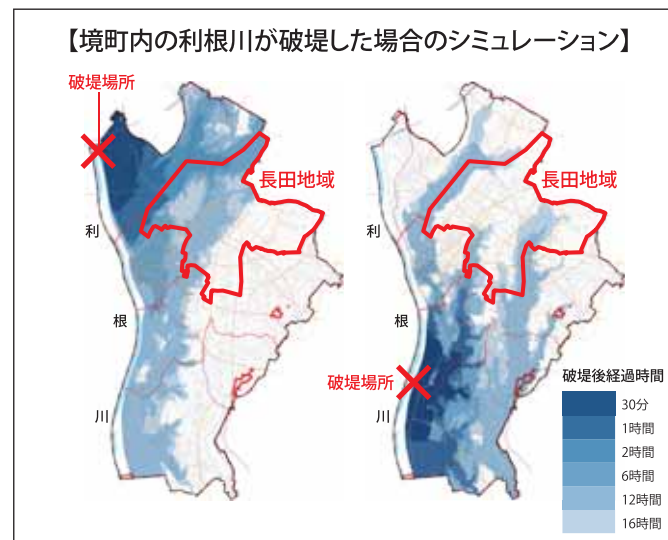
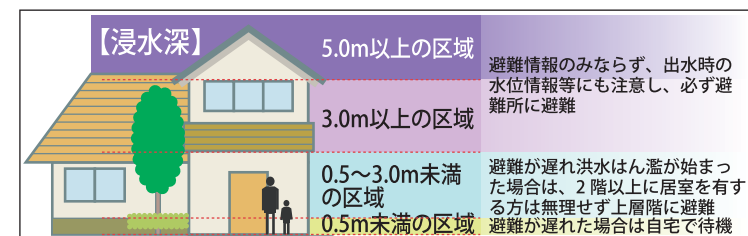
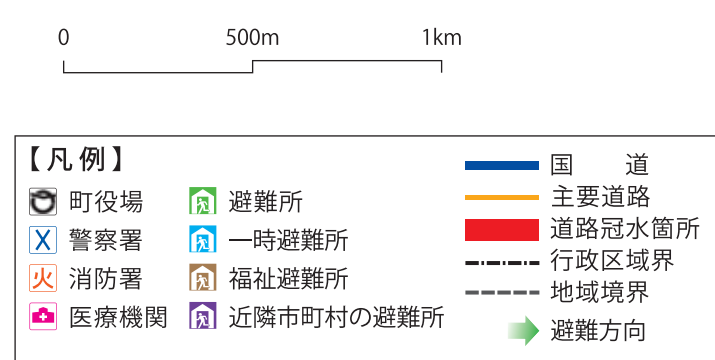
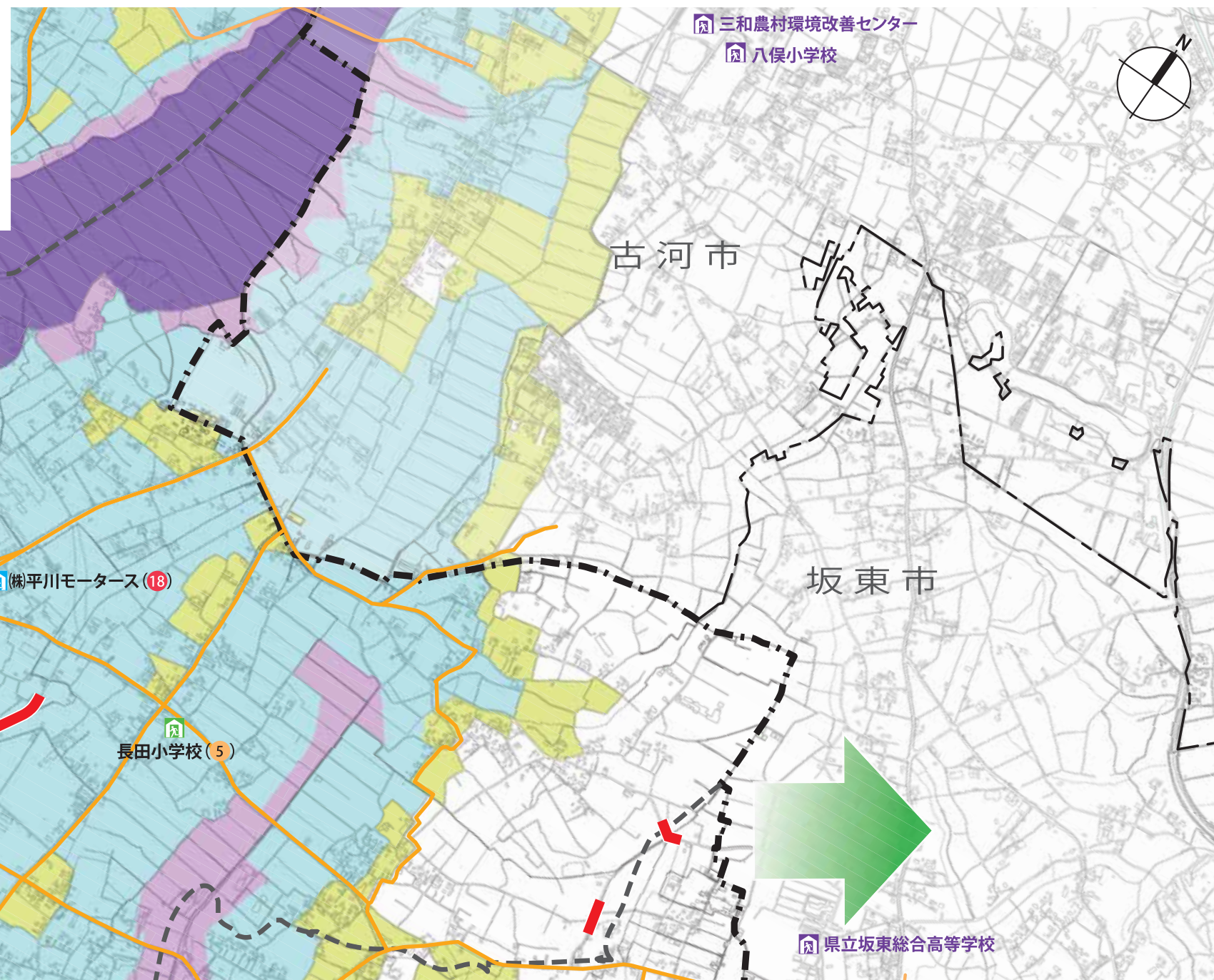
町の中心地である境地域方面や宮戸川・長井戸沼中央排水路方面に向かうほど低地部であるため、浸水危険性が高くなる傾向にあります。避難所が使用できない場合や、避難所までの経路が危険な状態の場合には、なるべく浸水する危険性の少ない北東～南東方面に避難することを考えましょう。

また、幹線道路となっている主要地方道結城野田線方面に沿って水が広がるので、車での避難には注意しましょう。

我が家の避難計画

地図に避難所や避難ルートを
書き込みましょう

- ・家はどこにありますか？
- ・家族はどこにいますか？
- ・連絡先はどこですか？

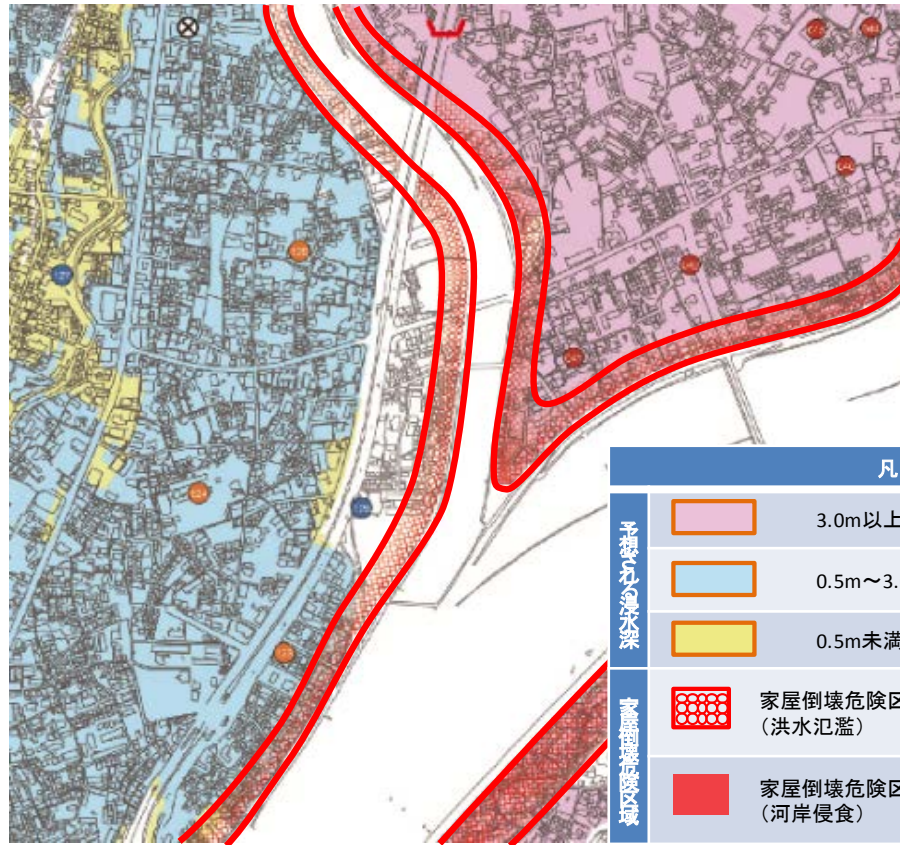


※地図上の番号のついた ● は2階以上が使える避難所を、● は3階以上が使える避難所を表します。詳しくはP.3の一覧表をご覧ください。

家屋倒壊危険ゾーンの表示

- 洪水時に家屋倒壊等のおそれがある区域を、「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」として浸水想定区域図に表示し、屋内安全確保(垂直避難)の適否の判断等に活用することとしている。
(洪水浸水想定区域図作成マニュアルに規定)

家屋倒壊危険ゾーンの表示例



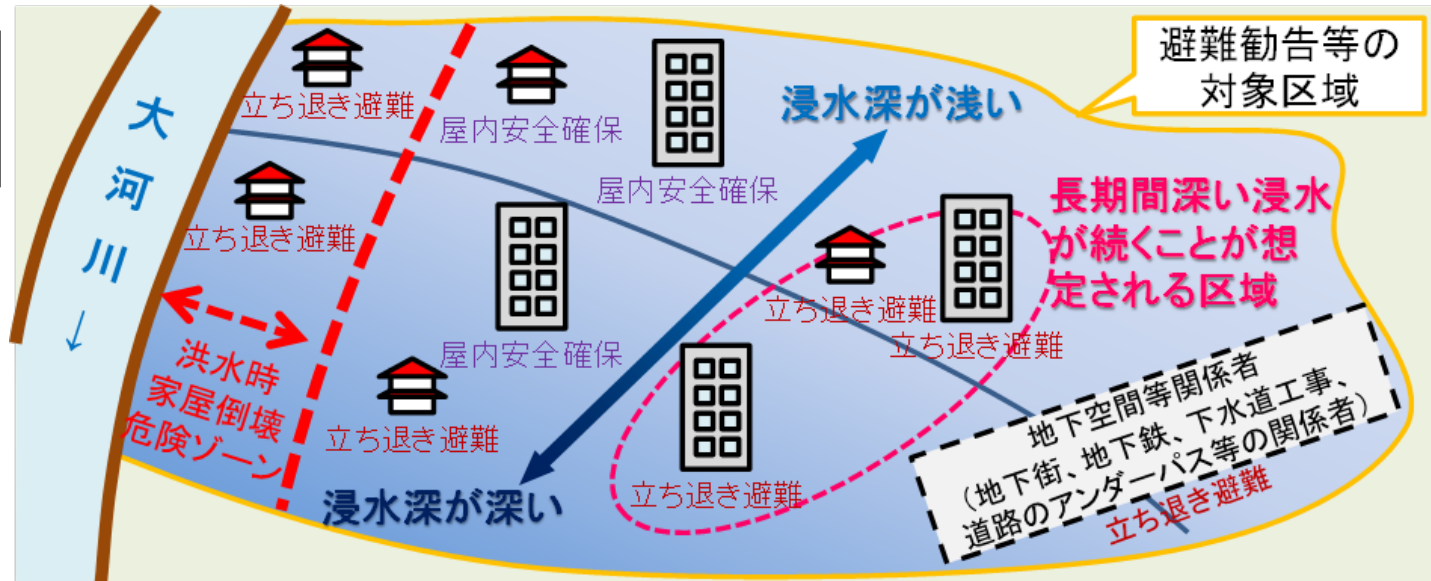
堤防決壊に伴う家屋倒壊等



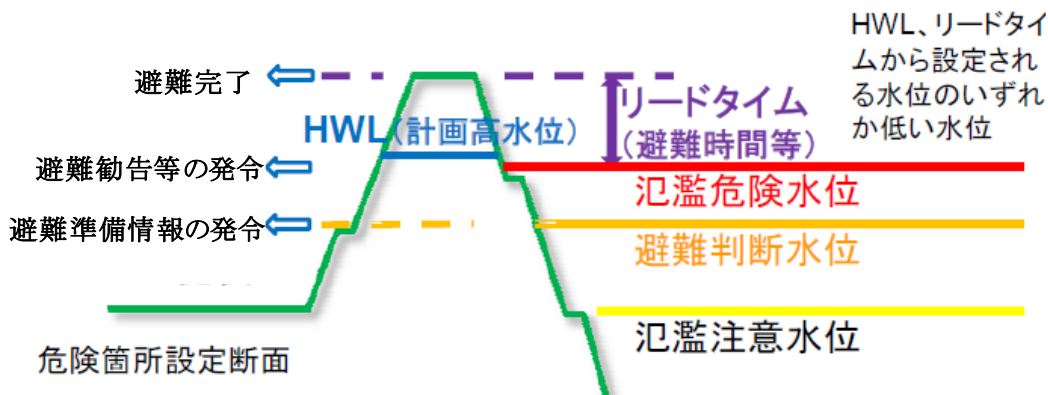
河岸侵食に伴う家屋倒壊

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン【抜粋】

河川において避難
勧告等の対象とする
区域と避難行動



洪水予報河川における「避難判断の目安となる水位」と指定河川洪水予報



レベル	水 位	発表する警報等の名称
5	はん濫の発生	〇〇川はん濫発生情報
4 危険	はん濫危険水位	〇〇川はん濫危険情報
3 警戒	避難判断水位	〇〇川はん濫警戒情報
2 注意	はん濫注意水位	〇〇川はん濫注意情報
1	水防団待機水位	

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン【抜粋】

避難勧告等の判断基準の設定手順（P 1 2）

3.2 避難勧告等の対象とする区域の設定

3.2.1 水害（河川氾濫）

水害で避難勧告等の対象となる区域は、洪水ハザードマップ（各河川の洪水浸水想定区域）を基本とするが、発令時の河川状況や、破堤、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を基本とする。そのうち、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う**立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおり**である。

（1）比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により**倒壊のおそれのある家屋**
※具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が氾濫水の流体力等に基づき家屋倒壊危険ゾーンを設定している場合がある。
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、**浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋**
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、**浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋**
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして**長期間深い浸水が続くことが想定される区域**
（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難をする）

（2）山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川

・河川沿いの家屋

※具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が家屋倒壊危険ゾーンを設定している場合がある。

（3）河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

- ・地下鉄、地下街、建物の地下部分
- ・下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含める。
- ・道路のアンダーパス部分
（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

洪水予報河川及び水位周知河川となっていない**小河川や下水道による浸水の氾濫域は、氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的には立ち退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋の場合や上記(3)の場合のように個別に地域を確認する必要がある。**

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン【抜粋】

避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方（P 18）

市町村は対象とする災害の種別毎に避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内での安全確保措置が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。**避難勧告等は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。**ただし、避難勧告等は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておく必要がある。

避難勧告等の対象とする避難行動には屋内での安全確保措置も含めることとなっているが、**避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。**

避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動（P 19）

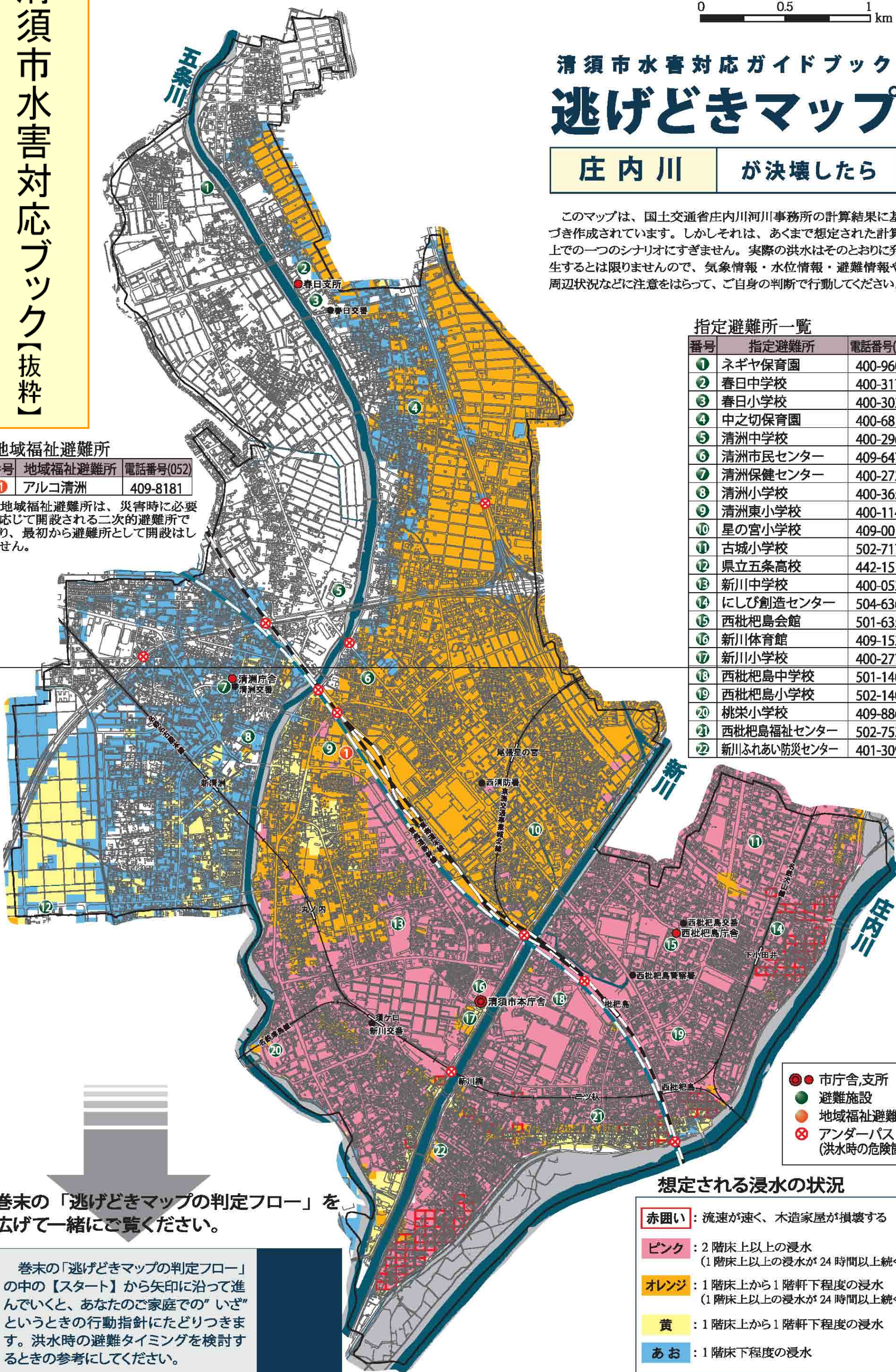
	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動【水害(河川氾濫)に該当する部分のみ抜粋】
避難準備情報	・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。
避難指示	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

清須市水害対応ブック【抜粋】

地域福祉避難所

番号	地域福祉避難所	電話番号(052)
①	アルコ清洲	409-8181

※地域福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として開設はしません。



清須市水害対応ガイドブック 逃げどきマップ

庄内川

が決壊したら

このマップは、国土交通省庄内川河川事務所の計算結果に基づき作成されています。しかしそれは、あくまで想定された計算上での一つのシナリオにすぎません。実際の洪水はそのとおりに発生するとは限りませんので、気象情報・水位情報・避難情報や周辺状況などに注意をはらって、ご自身の判断で行動してください。

指定避難所一覧

番号	指定避難所	電話番号(052)
①	ネギヤ保育園	400-9602
②	春日中学校	400-3174
③	春日小学校	400-3029
④	中之切保育園	400-6811
⑤	清洲中学校	400-2961
⑥	清洲市民センター	409-6471
⑦	清洲保健センター	400-2721
⑧	清洲小学校	400-3651
⑨	清洲東小学校	400-1144
⑩	星の宮小学校	409-0016
⑪	古城小学校	502-7171
⑫	県立五条高校	442-1515
⑬	新川中学校	400-0531
⑭	にしび創造センター	504-6361
⑮	西枇杷島会館	501-6351
⑯	新川体育館	409-1535
⑰	新川小学校	400-2771
⑱	西枇杷島中学校	501-1405
⑲	西枇杷島小学校	502-1406
⑳	桃栄小学校	409-8861
㉑	西枇杷島福祉センター	502-7530
㉒	新川ふれあい防災センター	401-3090

巻末の「逃げどきマップの判定フロー」を広げて一緒にご覧ください。

巻末の「逃げどきマップの判定フロー」の中の【スタート】から矢印に沿って進んでいくと、あなたのご家庭での“いざ”というときの行動指針にたどりつきます。洪水時の避難タイミングを検討するときの参考にしてください。

想定される浸水の状況

- 赤囲い**：流速が速く、木造家屋が損壊する
- ピンク**：2階床上以上の浸水
(1階床上以上の浸水が24時間以上続く)
- オレンジ**：1階床上から1階軒下程度の浸水
(1階床上以上の浸水が24時間以上続く)
- 黄**：1階床上から1階軒下程度の浸水
- あお**：1階床下程度の浸水

逃げどきマップの判定フロー

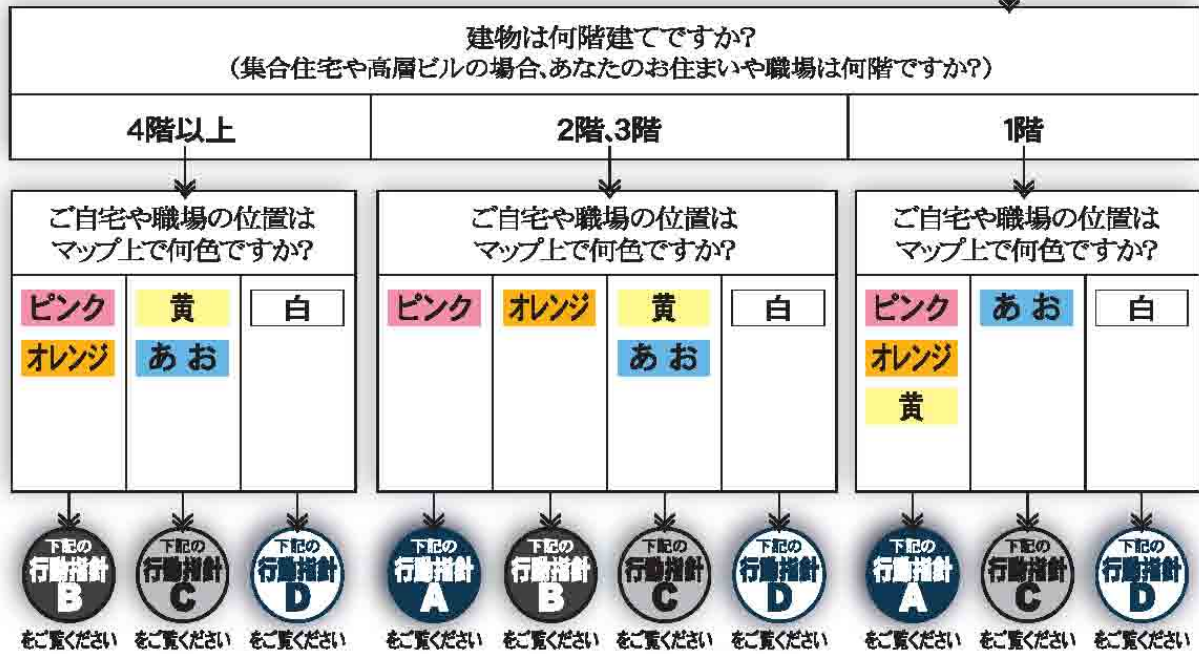
庄内川・新川・五条川の逃げどきマップと一緒にご覧ください。

スタート

建物の構造はどちらですか？

鉄骨・鉄筋
コンクリート造

木造



行動指針
A

洪水時には大変危険な状況になることが想定されます。早めの避難を！

【浸水前では】
○自宅外避難 ~~※自宅滞在~~

【浸水後では】
~~※自宅外避難~~ ~~※自宅滞在~~

行動指針
B

浸水が24時間以上続くことが想定されます。日頃から十分な備えを！

【浸水前では】
○自宅外避難 **△自宅滞在**

【浸水後では】
~~※自宅外避難~~ **△自宅滞在**

行動指針
C

浸水時の外出は危険です。日頃からの備えを！

【浸水前では】
○自宅外避難 **○自宅滞在**

【浸水後では】
~~※自宅外避難~~ **○自宅滞在**

行動指針
D

想定の上では浸水は生じません。しかし、今後発生する豪雨はこの状況想定と同一である保証は全く無く、想定と異なる豪雨の場合には浸水が生じることもあり得ます。日頃から豪雨災害への対応などを考えておいたり備えをしておくことは重要です。

洪水時のあなたの行動指針を Check!



避難行動に関する過去の検討経緯・制度変遷(H16~17)

平成16年

■平成16年風水害(新潟・福島豪雨／福井豪雨／台風23号等)

災害

- ・観測史上最多の10個の台風が上陸
- ・新潟県の五十嵐川・刈谷田川、福井県の足羽川で堤防が決壊。
- ・兵庫県豊岡市では、円山川の直轄管理区間で堤防が決壊。

【顕在化した課題】

- ・高齢者等の要援護者の被災
- ・中小河川における越水・破堤被害
- ・避難勧告等の発令の適正なタイミング・対象地域の判断のあり方

「平成16年風水害の特徴と今後の課題:国土交通省 国土技術政策総合研究所」より整理



平成17年

■平成17年3月

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定

法律・計画

- ・避難準備(要援護者避難)情報の導入
- ・避難勧告等の発令を判断する明確な基準を設けることを規定
- ・避難勧告等を発令する対象地域をあらかじめ想定することを規定

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(H17. 3)」より整理



■平成17年5月 水防法の改正

法律・計画

- ・水位周知河川(中小河川のうち、特別警戒水位を定め、水位の到達情報を一般に周知する河川)を新たに定義
- ・浸水想定区域の指定対象に水位周知河川を追加し、ハザードマップの作成を義務化
- ・地下街における避難確保計画の作成について規定
- ・要援護者が利用する施設に対して市町村から洪水予報等の情報伝達を行うことを規定

「水防法の制定と改正経緯について:国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室」より整理



避難行動に関する過去の検討経緯・制度変遷(H17~22)

平成17年

■平成17年8月

災害

米国でハリケーン・カトリナによる高潮災害発生

- ・海拔0m以下の地域が70%を占めるニューオリンズ市では、特に大きな被害が発生
- ・ニューオリンズ市における最大浸水深は6m程度、市域の8割が浸水し、約1ヶ月間浸水が継続した

【顕在化した課題】

- ・広範囲にわたり長期間浸水する大規模水害への対応（避難時の混乱、孤立者の救助、避難所の環境や生活環境の悪化等）

「大規模水害対策に関する専門調査会 既往の大規模水害時の状況」より整理



【検討会設立の背景】

- ・豪雨の発生頻度の増加 ・洪水リスクの増加
- ・世界的な大規模水害の増加

平成18年
～平成22年

■平成18年6月 「大規模水害対策に関する専門調査会」の設置(平成22年4月に最終報告)

※中央防災会議の大規模水害を対象とした初めての専門調査会

【検討事項】

- ・既往の大規模水害の特徴・課題の整理
- ・利根川・荒川の堤防決壊、東京湾における大規模な高潮を対象とした被害想定
- ・大規模水害の被害事象の特徴と課題を整理
- ・大規模水害による被害事象の特徴から実施すべき対策を検討

【実施すべき対策】

①適時・的確な避難の実現による被害軽減

検討例)

- 特徴 ◇雨量・河川水位等の情報により氾濫の危険性予測が可能
- ◇堤防決壊から氾濫拡大までに時間がある

対策 広域避難対策強化

- ・浸水までの猶予時間を踏まえた避難勧告等の発令のための体制強化
- ・広域避難誘導の実行体制の整備

②公的機関等における応急対応力の強化と重要機能の確保

③住民、企業等における大規模水害対応力の強化

④氾濫の抑制対策と土地利用誘導による浸水被害の軽減

⑤大規模水害特有の被害事象への対応

検討



「大規模水害対策に関する専門調査会報告」より整理

避難行動に関する過去の検討経緯・制度変遷(H20～22)

平成20年

■平成20年8月 平成20年8月末豪雨

- ・岡崎市(愛知県)等において深夜時間帯における局地的大雨の発生
- ・複数の中小河川における溢水・決壊、同時に内水氾濫も多発

【顕在化した課題】

- ・深夜時間帯における避難勧告等の発令

「大雨災害における市町村の主な取組事例集：内閣府」より整理

災害



平成21年

■平成21年8月 平成21年台風第9号

- ・佐用町(兵庫県)等において局地的大雨の発生
- ・激しい降雨の中に避難した避難者が、用水路から溢れた水に巻き込まれ死亡

【顕在化した課題】

- ・局所的大雨等で急激に浸水区域が拡大する場合の避難行動
(立ち退き避難を行ったことにより被災するケース 等)

「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書」より整理

災害

【検討会設立の背景】

- ・既往検討では、短時間の大雨に対する対策が十分されていなかった。
- ・適切な避難実現のための自助・共助・公助の役割分担が明確になっていなかった。

■平成21年10月 大雨災害における避難のあり方等検討会(～平成22年3月に報告)

適切な避難行動の実現に向け、次の4点について報告している。

●被害発生予想が可能となるような情報収集

- ・住民自らがハザードマップ等により地域の危険度を認識するとともに、災害時における防災情報を幅広く収集する必要がある。

●地域特性に応じた早期避難

- ・堤防決壊で家屋が流失するおそれがある地区等に居住している人は、身の安全を確保できる場所へ、早期に避難する必要がある。

●冠水時等の屋外移動の回避

- ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時、洪水流が激しく流れている状況下等では、屋外移動を回避する。

●垂直避難の導入

- ・屋外避難が困難で建物倒壊の危険が無い場合において自宅や隣接建物等への2階以上への緊急的な一時避難を避難方法の選択肢とする。

「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書」より整理

検討



平成22年

避難行動に関する過去の検討経緯・制度変遷(H22～24)

平成22年

■平成22年4月 災害時の避難に関する専門調査会(～平成24年3月報告)

検討

- ・安全確保行動を「緊急的な行動(待避、垂直移動、水平移動(一時的))」と「避難生活をおくる行動(水平移動(長期的))」に分類した。
- ・市町村は、避難勧告等の発令判断や基準の策定・見直しにあたり、専門性の高い職員を有する都道府県、気象台及び河川事務所等の国の機関と連携をとることが必要である。

「災害時の避難に関する専門調査会報告書」より整理

平成23年

■平成23年3月 東日本大震災

災害

想定を超える規模の津波により甚大な被害(人的・建物)が発生

【顕在化した課題】

- ・想定し得る最大規模の災害への対応
- ・市町村・都道府県をまたぐ広域避難の実施
- ・災害応急対策従事者の被災

「災害対策基本法等の一部を改正する法律 概要」より整理



平成24年

■平成24年4月 津波避難対策ワーキンググループ(～平成24年7月報告)

検討

●最大クラスの津波を想定した整備

- ・避難の実行性を高めるため、最大クラスを想定した津波ハザードマップや避難場所、避難路・避難階段、津波避難ビル・津波避難タワー等整備する必要がある。

●徒歩避難の原則と自動車避難の限界

- ・津波発生時の避難は徒歩避難が原則だが、自動車避難を検討せざるを得ない場合は、限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を行う。

「津波避難対策ワーキンググループ報告書」より整理



■平成24年6月 災害対策基本法の改正(現在までに避難関連として2度改正)

法律・計画

- 大規模広域な災害に対する即応力の強化(H24. 6)
情報収集・伝達・共有、地方公共団間の応援
- 広域避難の実施に必要な体制の規定(H24. 6、H25. 6)
広域避難に関する調整手続き、緊急物資を被災地に供給する仕組み
- 住民の円滑かつ安全な避難の確保(H25. 6)
・切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所の区別
・避難勧告等において屋内安全確保の指示を可能とすることを規定
- 指定緊急避難場所・指定避難所の指定について規定(H25. 6)
- 災害応急対策従事者の安全確保について規定(H25. 6)

避難行動に関する過去の検討経緯・制度変遷(H25～26)

平成25年

■平成25年6月 水防法の改正

法律・計画

- 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力について規定
出水時における河川水位等情報の提供、水防訓練への参加 等
- 浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取り組みの促進
・市町村からの洪水予報の直接伝達
・避難確保計画・浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に係る規定
- 水防協力団体の指定対象を拡大
建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携

「改正水防法のポイント・国土交通省水管理
・国土保全局」より整理

平成26年

■平成26年2月～3月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン検討会

検討

- 避難・避難行動の考え方に係る検討
屋内安全確保の考え方、空振りを恐れない避難準備情報の早期発令の考え方 等
- 市町村による避難勧告等発令の判断のしやすさに係る検討
判断基準の定量化、参照する情報の具体化、国・県等によるサポート体制 等

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
検討会議事概要」より整理

■平成26年4月 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定(第1弾)

法律・計画

- 避難に関する考え方の整理
・避難は災害から命を守るための行動であることを定義
- ・従来の避難所への避難のほか、屋内安全確保を避難行動の一つとして導入
- ・災害種別ごとに避難勧告等の対象を規定
水害 : 立ち退き避難が必要な洪水による氾濫(小河川等による浸水は基本的に避難勧告等の対象としない)
土砂災害: 土砂災害(特別)警戒区域及び土砂災害危険区域
- ・避難準備情報の早期かつ適正な時間帯における発令について規定
- 避難勧告等のわかりやすい判断基準の設定
- ・避難勧告等の基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で設定
- ・避難勧告等発令の判断のために参照する情報を設定
- ・避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手の明確化
(管区・地方气象台、国土交通省河川事務所等、都道府県の県土整備事務所 等)
- 市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例示
- 住民に避難行動を認識してもらう仕組みの提案

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(H26. 9)
・ガイドライン概要版」より整理

避難行動に関する過去の検討経緯・制度変遷(H26～27)

平成26年

■平成26年8月 平成26年8月豪雨

広島市(広島県)で大規模な土砂災害の発生

【顕在化した課題】

- ・広島市では、土砂災害警戒情報は発表されながら、災害発生まで避難勧告が発令されなかった。
- ・土砂災害警戒区域の指定の遅れにより、住民への危険性の周知が進んでいなかった。

「総合的な土砂災害対策の推進について(報告):総合的な土砂災害対策検討WG」より整理

災害

■平成26年11月 土砂災害防止法の改正

・土砂災害警戒情報に基づく、迅速な避難勧告等の発令

・基礎調査結果の公表の義務付け

・安全な避難場所等の確保や高齢者等にも配慮した避難体制の充実・強化

「広島土砂災害と土砂災害防止法の改正:国土交通省」より整理

法律・計画

■平成27年5月 水防法の改正

想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域の公表、内水・高潮に係る水位情報の周知等について規定

「水防法等の一部を改正する法律について:国土交通省」より整理

法律・計画

■平成27年6月 中央防災会議「総合的な土砂災害対策検討WG」報告

避難勧告等の判断・伝達に係る以下の事項について検討・提言

- ・避難準備情報の活用(早期避難の促進)
- ・避難勧告等の情報の伝達方法の改善
- ・適切な時機・範囲の避難勧告等の発令
- ・国・都道府県による市町村への助言

「総合的な土砂災害対策の推進について(報告)概要版:総合的な土砂災害対策検討WG」より整理

検討

■平成27年8月 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定(第2弾)

●避難準備情報の活用

・避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨

・**夜間の避難の回避のため、適切な時間帯に避難準備情報を発令することを強調**

●避難場所・避難行動

・避難準備情報発令段階での避難場所の開設により、避難勧告発令前に開設完了することを推奨

・避難場所が未開設であっても避難勧告を発令することを推奨

・**災害が切迫した状況で、「近隣の安全な建物への避難」、「屋内安全確保」を規定**

●避難勧告等の発令

・**市町村をあらかじめいくつかの地域に分割した、避難勧告等の発令対象地域を設定**

・水位周知下水道、水位周知海岸の避難勧告等の発令に際して、氾濫危険情報を活用

●避難勧告等の情報伝達

・アラートの活用 等

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(H27. 8)・ガイドライン 概要」より整理

法律・計画

平成27年

広島県広島市



兵庫県丹波市

